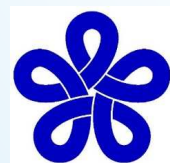


特定都市河川の指定に関する説明資料 (雨水浸透阻害行為)

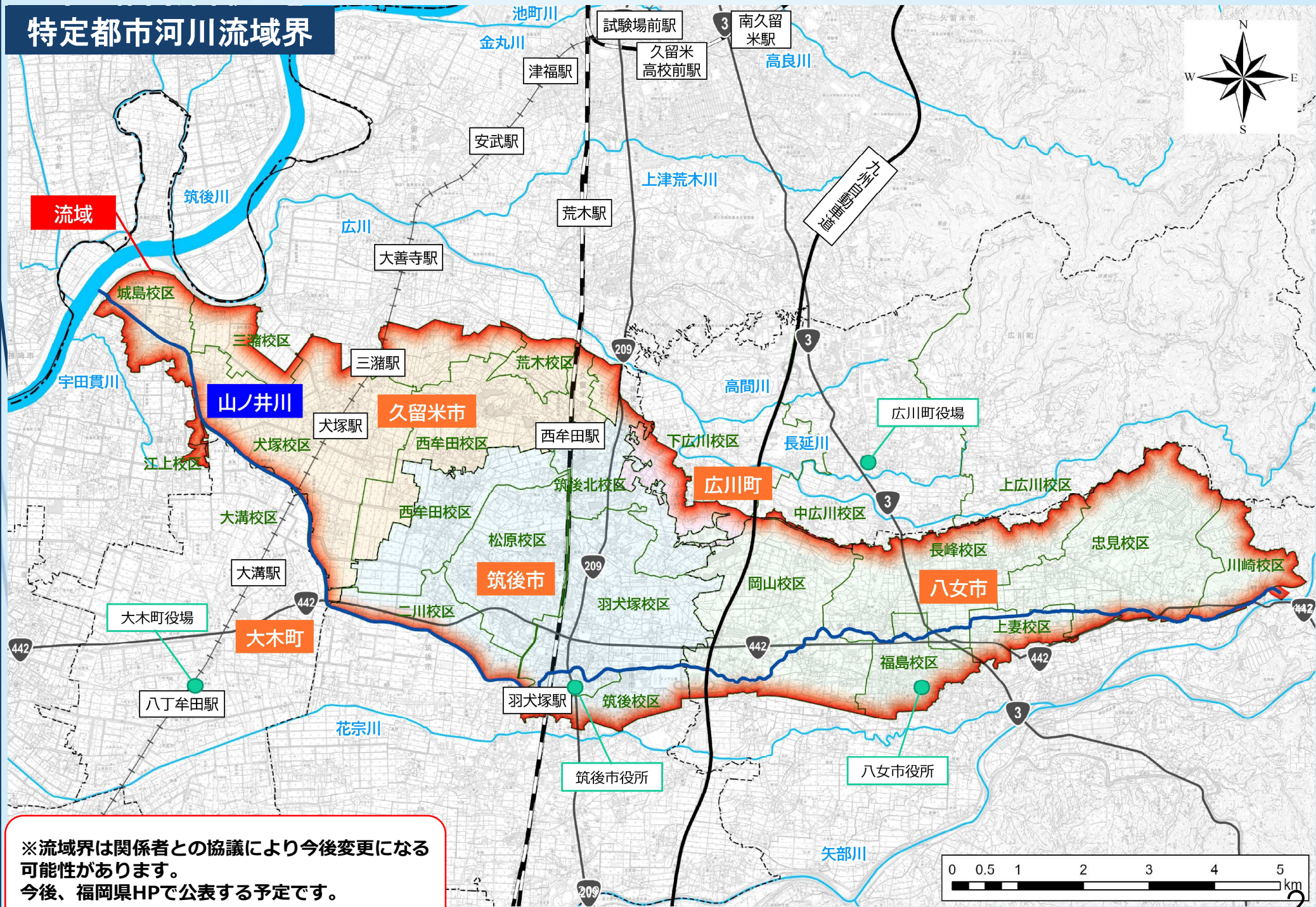
令和8年9月



福岡県河川整備課

特定都市河川指定範囲

特定都市河川流域界



雨水浸透阻害行為の許可について

特定都市河川浸水被害対策法 第30条より（抜粋）

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるもの（**雨水浸透阻害行為**）として**1000㎡以上**のものをとする者は、あらかじめ、**当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県（政令市、中核市）の長の許可**を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

（i）宅地等にするために行う土地の形質の変更

（ii）**土地の舗装**（コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、（i）に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）

（iii）（i）及び（ii）のほか、**土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次に掲げる行為**

（政令第8条）

- 1) ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
- 2) ローターその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

なお、（iii）に定める行為により造成された土地において、（i）又は（ii）に定める行為を行うときは許可を要する。

適用除外

法第30条ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。
(政令第7条)

通常管理行為、軽易な行為その他の行為

- 1) 主として農地または林地を保全する目的で行う行為
- 2) 既に舗装されている土地において行う行為
- 3) 仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。）の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）

既に着手している行為の許可の取扱い

（解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）より）

法第3条の規定に基づく**特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において**、次のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、**雨水浸透阻害行為の許可を要しない**。

- ・既に工事に着手している行為
- ・都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ・事業採択されている等既に事業化されている行為
- ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

許可の申請の手続

法第31条より

次に掲げる事項を記載した申請書を**都道府県知事等（県、政令市、中核市）に提出**しなければならない。

- 一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

許可申請先：行為区域が、

久留米市内 → 久留米市長（担当部署：久留米市河川課）

八女市内
筑後市内
大木町内
広川町内

福岡県知事（担当部署：福岡県庁河川整備課）

許可の基準

法第32条より

当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものである必要がある。

雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧及びケーススタディ

1/2

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）より

		行為前の土地利用											
		告示別表 1 (宅地等)					告示別表 2 (舗装された土地)		告示別表 3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)		別表 4 (別表 1 ～ 3 以外の土地)		
行為後の土地利用		宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、運動場類※	締固められた土地	山地	人工植生法面	林地・耕地・原野類
	宅地	宅地等における行為は 法第30条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第 7 条第 2 号の規定により舗装された土地における行為は 許可を要しない		法30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更				
	池沼・水路・ため池												
	道路												
	鉄道線路												
	飛行場												
	コンクリート (法面除く)												
	コンクリート (法面)												
	ゴルフ場、運動場類 ※								令第8条第1号に該当しない	令第8条第1号に該当する行為			
	締固められた土地												
	山地												
	人工植生法面	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない											
	林地・耕地・原野類												

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

告示：流出雨水量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）より

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に係わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない （行為の内容に着目）
農地を底面をコンクリートで覆った 農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する

×：雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

宅地及びその他の土地利用形態の判断（1/2）

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）より

土地利用形態の判断に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点における土地利用について、登記書類、現地写真、航空写真等により判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上で閲覧可能なものによる。

（i）宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目等を参考に判断する。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。

- ・現況において、建物の用に供している土地
- ・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地
- ・近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地

（ii）池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。

（iii）道路

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10 年法律第76 号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27 年法律第180 号）に規定する道路かどうかを問わない。

（iv）鉄道線路

鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。

（v）飛行場

空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。

宅地及びその他の土地利用形態の判断（2/2）

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン令和7年3月（Ver.1.1）より

（vi）排水施設が整備されたゴルフ場

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

（vii）排水施設が設置された運動場その他これに類する施設

運動場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

（viii）締め固められた土地

運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（（vi）及び（vii）に掲げるものを除く。）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。

（ix）山地

平均勾配が10%以上の土地（（i）から（viii）まで及び（xi）に掲げるものを除く。）をいう。

（x）林地・原野

平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（（i）から（viii）まで及び（xi）に掲げるものを除く。）をいう。

（xi）耕地

耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。

技術的基準（政令、省令）

（政令第9条）

対策工事の計画が、当該行為区域で基準降雨の強度の降雨が生じた場合においても、流出雨水量の最大値が当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないように定められたものであること。

① 基準降雨（政令第9条、省令21条）

基準降雨は、確率年を10年、降雨波形を中央集中型、洪水到達時間を10分、降雨継続時間を24時間とし、既存の降雨観測記録から降雨継続時間と降雨強度の関係について統計処理して適切に設定することを標準とする。

② 流出係数の適用（省令20条）

土地利用形態ごとの流出係数は、「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）」に定める値を適用する。

③ 流出雨水量の算定（省令20条）

流出雨水量の算定は次にあげる式により10分ごとに算定する。

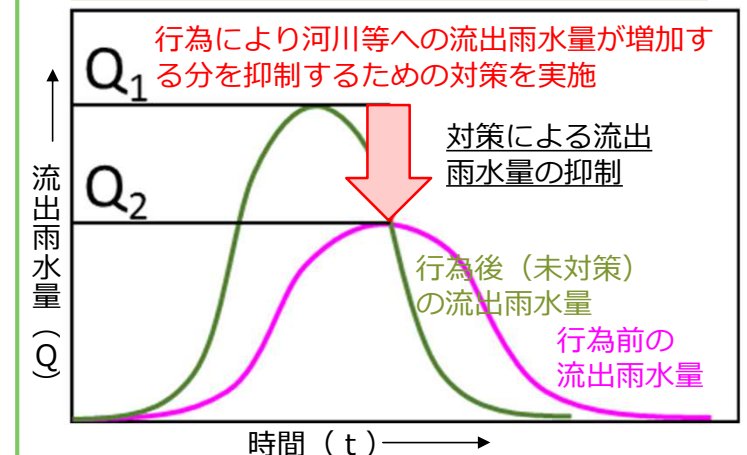
$$Q = 1/360 \times f \times r \times A \times 1/10000$$

Q 行為区域からの流出雨水量(m^3/s)、f 行為区域の平均流出係数、r 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/h)（洪水到達時間は10分とする。）、A 行為区域の面積(m^2)

▼調整池容量の算定について（国土交通省）

雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を、「調整池計算システム」を使用して概算し、対策工事の計画や許可申請時に必要な計算書の作成を行うことができる。

雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ



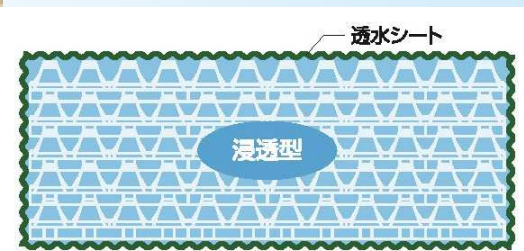
対策施設の一例

具体的な構造・工法については許可の申請者の任意のものとする。

・表面貯留（コンクリートブロック囲い）



・地下貯留浸透施設（プラスチック製）

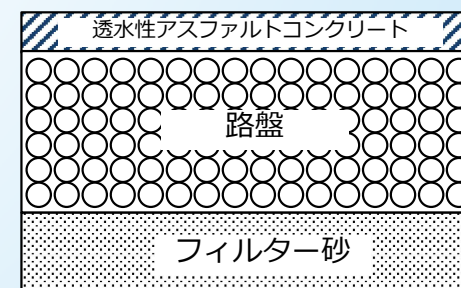


断面図

・浸透マス、浸透トレンチ



・透水性舗装



断面図

雨水浸透阻害行為の申請を支援するもの（1/3）

福岡県河川整備課ホームページ



Foreign language 文字サイズ・背景色変更 音声よみあげ やさしい

相談窓口 防災ホームページ

テーマから探す 組織から探す 福岡県の魅力 事業者の方へ

トップページ > 組織から探す > 県土整備部 > 河川整備課

河川整備課

新着情報

2026年2月1日更新 [雨水浸透阻害行為について](#)

2025年12月23日更新 [特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について](#)

ページ内目次

主な業務内容

河川計画に関すること、河川法の規定に基づく河川の治水に関すること

河川整備基本方針・整備計画

2026年3月27日更新 [河川整備基本方針・河川整備計画の策定について](#)

2025年3月14日更新 [福岡県河川整備基本方針検討委員会](#)

流域治水

2026年6月26日更新 [流域治水プロジェクト・流域治水協議会](#)

2026年4月1日更新 [流域治水協働推進事業のご案内（雨水貯留浸透施設整備の補助）](#)

2024年3月29日更新 [総合内水対策計画](#)

特定都市河川

連絡先

代表窓口
Tel:092-643-3691
Fax:092-643-3687
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

計画係
Tel:092-643-3691
Fax:092-643-3687
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

整備第一係
Tel:092-643-3671
Fax:092-643-3687
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

整備第二係
Tel:092-643-3671
Fax:092-643-3687
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

流域治水担当
Tel:092-643-3691
Fax:092-643-3687
[メールでのお問い合わせはこちら](#)

関連情報

審議会等情報

福岡県河川整備基本方針検討委員会

報道発表

「下弓削川、金丸川、池町川流域水害対策協議会」を開催します

お知らせ（イベント・募集）

小中学生を対象とした「ふくおか水辺の安全講座」を開催します

特定都市河川

2026年6月30日更新 [流域水害対策計画](#)

2026年5月25日更新 [「下弓削川、金丸川、池町川流域水害対策協議会」を開催します](#)

2026年2月1日更新 [雨水浸透阻害行為について](#)

2025年12月23日更新 [特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について](#)

2025年3月31日更新 [特定都市河川浸水被害対策法について](#)

住民・NPO連携

2026年6月18日更新 [小中学生を対象とした「ふくおか水辺の安全講座」を開催します](#)

その他

2022年1月27日更新 [福岡県降雨強度式のダウンロード](#)

2021年11月8日更新 [福岡県降雨強度式（更新前のもの） 平成18年8月公表分](#)

このサイトについて / サイトマップ / 個人情報の取扱いについて / 免責事項・リンク等 / ウェブアクセシビリティ



・小中学生を対象とした「ふくおか水辺の安全講座」を開催します

主な問い合わせ先について

【計画係】
・河川整備基本方針・河川整備計画すること
・河川事業の企画調査に関すること
・開発行為に伴う協議に関すること
・課の庶務、財務会計に関すること

【整備第一係】
・河川の治水に関すること

【整備第二係】
・市町村が管理する河川の治水事業すること
・災害発生等による河川改修に関すること

【流域治水担当】
・特定都市河川浸水被害対策法に関すること
・流域治水の調整等に関すること

情報が見つからない時は

雨水浸透阻害行為の申請を支援するもの（2/3）

雨水浸透阻害行為について

ページID:0802627

更新日:2026年2月1日更新 印刷ページ表示

ページ内目次

雨水浸透阻害行為の許可申請について

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、福岡県知事等（政令市、中核市の区域においては、それぞれの長）の許可が必要になります。

また、許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策が必要になります。申請の際は、下記の許可申請ガイドやマニュアルをご参考いただき、まずは下記の許可窓口へ事前相談をお願いします。

例えば、

① 耕地など締め固められていない土地に建物を建てる



② 耕地など締め固められていない土地に駐車場を作る



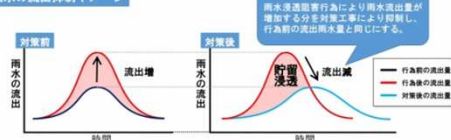
③ 原野など締め固められていない土地に資材置場を作る



④ 林地など締め固められていない土地に太陽光発電を作る



雨水の流出抑制イメージ



許可申請先

許可申請先

許可申請先	指定河川	行為区域	許可権者	連絡先
福岡県河川整備課	巨瀬川	うきは市	福岡県知事	092-643-3691
久留米市河川課	下弓削川 金丸川・池町川 巨瀬川	久留米市	久留米市長	0942-30-9075

○久留米市内における許可申請

久留米市都市建設部河川課のホームページ参照(外部サイトへのリンク)

許可申請に必要な資料(福岡県が許可権者となるもの(政令市及び中核市以外))

○基準降雨について

[基準降雨\(巨瀬川流域\) \[PDFファイル/229KB\]](#)

※下弓削川流域及び金丸川・池町川流域の基準降雨については、久留米市河川課のホームページで確認してください。

○許可申請にあたり、申請等の作成方法や様式をとりまとめたもの

[特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請ガイドver.2\(令和7年12月\) \[PDFファイル/11.53MB\]](#)

○許可申請にあたり、雨水貯留浸透施設の設計方法や施工方法などについて、法、政令、省令や国のガイドライン等をもとに技術的基準をとりまとめたもの

[福岡県 雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル\(技術的基準\)令和7年12月 \[PDFファイル/4.53MB\]](#)

○雨水貯留浸透施設の必要容量等を算出することができるシステム

[【福岡県】調整池容量計算システム \[その他のファイル/486KB\]](#)

※使用方法は上記の「特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド」に掲載しています。

雨水浸透阻害行為の申請を支援するもの（3/3）

○許可申請にあたり、申請等の作成方法や
様式をとりまとめたもの

Ver.2(2025.12)

特定都市河川浸水被害対策法における
雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド

令和7年12月
福岡県

○許可申請にあたり、雨水貯留浸透施設の設計方法や
施工方法などについて、法、政令、省令や国のガイド
ライン等をもとにとりまとめたもの

Ver. 2 (2025. 12)

福岡県 雨水浸透阻害行為許可等のための
雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル
(技術的基準)

令和7年12月

福岡県 県土整備部 河川整備課

雨水浸透阻害行為の考え方（イメージ）

県・市HP「調整池計算システム」（エクセル）を使用し作成

STEP1

様式-5

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \cdot 1/10000$

Q: 行為区域からの流出雨水量(m^3/s)

f: 行為区域の平均流出係数

0.2 (田・畑) → 0.9 (宅地)

r: 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(mm/h) (仮定値) 120 mm/h

A: 行為区域の面積(m^2)

3,000 m^2

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.2 \times 120 \text{ mm/h} \times 3000 \times 1/10000 = 0.0200 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.9 \times 120 \text{ mm/h} \times 3000 \times 1/10000 = 0.0900 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

$$0.0900 \text{ m}^3/\text{s} - 0.0200 \text{ m}^3/\text{s} = 0.0700 \text{ m}^3/\text{s}$$

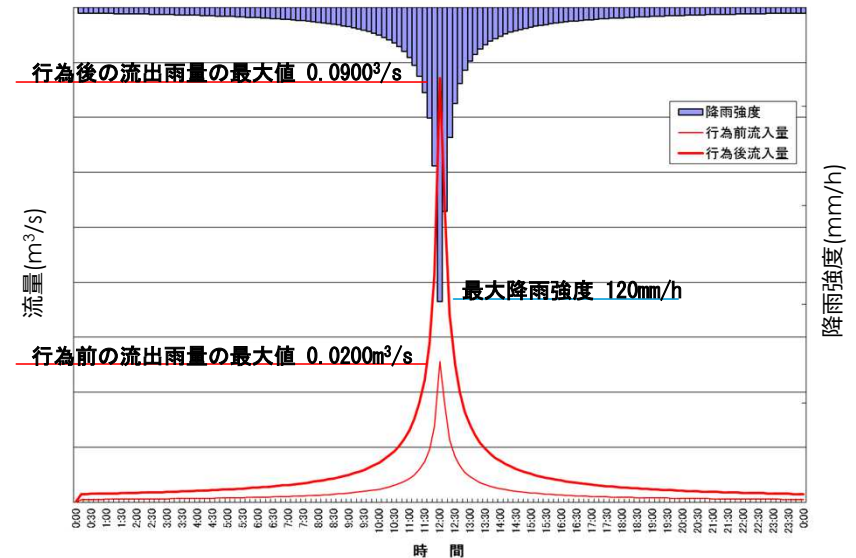
0.0700 m^3/s 分をカットする対策が必要



STEP2

調整池容量計算システム使用

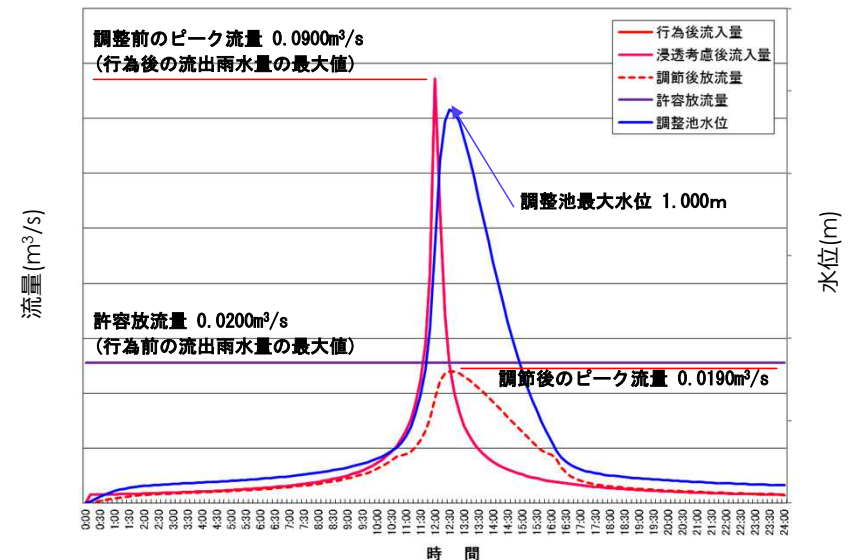
流入量-時間関係グラフ



STEP4

調整池容量計算システム使用

水位流量ハイドログラフ



STEP3

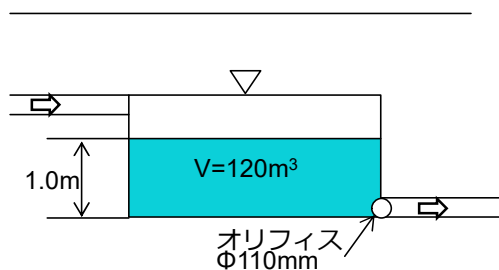
対策施設の検討

(例) 対策施設を地下貯留施設とする場合

貯留量 $V=120m^3$

水深 $H=1.0m$

オリフィス口径 $\Phi 0.11m$

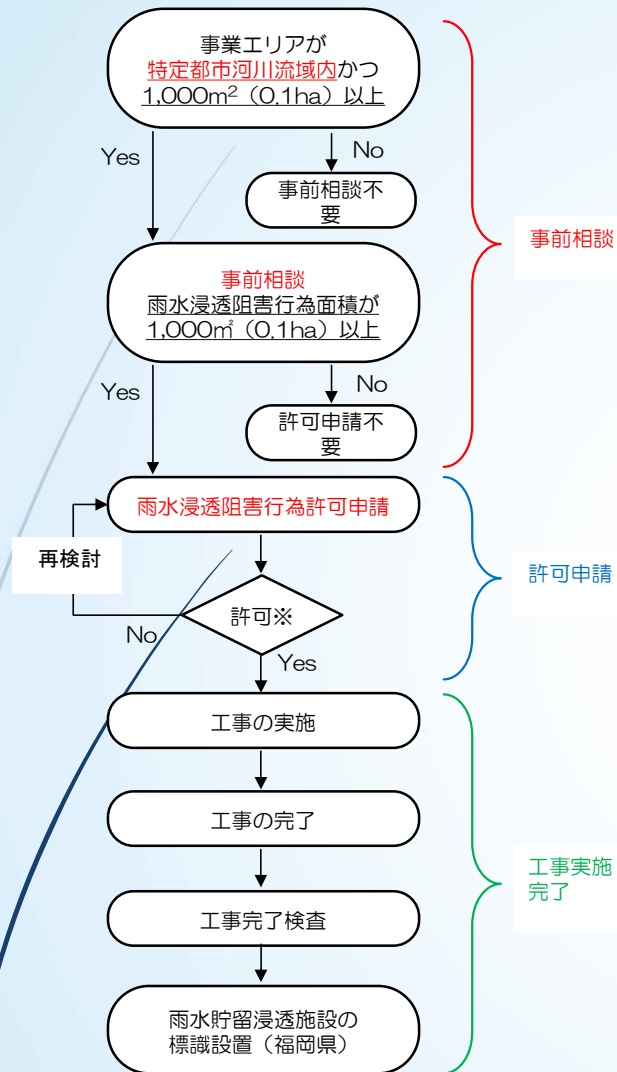


質問に答えるばい
I answer your question
ここを押すっばい Click!

16

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

「特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド（案）（令和6年12月福岡県）」より抜粋



※許可は、都市計画法、農地法、森林法、土砂災害防止法等と同時許可となるため、並行して各法の協議を行うことが望ましい。

事前相談・申請先

雨水浸透 阻害行為の箇所が	・久留米市内	→	久留米市河川課
	・八女市、筑後市、大木町、広川町	→	福岡県庁河川整備課

許可申請書類（抜粋）

- ①雨水浸透阻害行為許可申請書
- ②計画図（現況図、土地利用計画図、雨水貯留浸透施設図）
- ③対策工事が技術基準に適合する書類
（県・市HP「調整池計算システム（エクセル）」で作成可能）

特定都市河川についての参考資料

▼国土交通省ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>



特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定等に関連する各種情報が掲載されています。

- 特定都市河川浸水被害対策法の基礎情報
- 特定都市河川の取組状況
- 流域水害対策計画の策定状況
- 雨水浸透阻害行為の許可

問い合わせ先

不明な点や、事前相談など指定までの間は福岡県河川整備課まで問い合わせください

福岡県河川整備課流域治水 担当 TEL : 092-643-3691 MAIL : kasenseibi@pref.fukuoka.lg.jp

